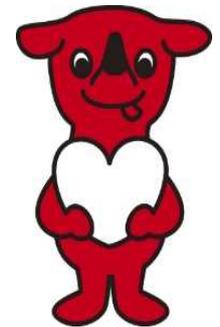


移行期医療支援体制整備 について

千葉県健康福祉部疾病対策課
難病・アレルギー対策班



移行期医療の現状と課題

【移行期医療の現状】

- ・近年、医療の進歩により小児慢性疾患の患者全体の死亡率は減少し、多くの患者の命が救われるようになってきた。
- ・治療や合併症への対応が長期化し、思春期、さらには成人期を迎える患者が多くなってきた。
- ・小児期から成人への移行期の患者に対し、必ずしも適切な医療を提供できていない。

【移行期医療の課題】

・医療体制の課題

小児診療科と成人診療科の連携が不十分。小児診療科による成人期医療の提供は、診療内容が不十分になる可能性がある。また、移行期の患者を診察する小児期・成人期の医療従事者の経験・知識が限られている。

・患者自律（自立）支援の課題

患者の自律（自立）性を育て、病気への理解を深め、医療を患者自身の意思で決定できるようになる必要があるが、患者を支援する体制が不十分。

移行期医療支援体制の構築（経緯）

H27～ 29年度	小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援モデル事業を実施。	
H27.9	「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（告示）	○切れ目ない医療を行うために、国はモデル事業を実施し、都道府県、指定都市、中核市は医療連携の推進に努めるとされた。
H27.10	「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」（告示）	○国がモデル事業を実施し、都道府県等や医療従事者向けガイドを作成することとなった。
H28.10	「難病の医療提供体制の在り方について」（報告書）	○目指すべき方向性の中で、小児科と成人診療科が連携する体制が示される。
H29.4	「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を都道府県に対し通知	○難病の医療提供体制に求められる医療機能として、移行期医療の提供が明記される。
H29.10	「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制に係るガイド」を都道府県に対し通知	○都道府県は、本ガイドを活用して、移行期医療支援体制の構築に努めることとなった。
H30.3	「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」を改定	○事業内容に「移行期医療支援体制整備事業」が追加される。
H30.4～	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期医療支援体制整備事業を開始（今後の国の予定） ・医療従事者向けガイドや移行期支援ツールの公表 ・ガイドを踏まえた研修の実施 	

目指すべき方向性と千葉県の取組方法(案)

医療体制整備

対応可能な成人期医療機関の把握と患者の移行支援

- 情報集約や医療機関間の調整の基幹となる移行期医療支援センター・コーディネーターを設置。
- 難病医療提供体制の活用・連携。

医療従事者向けガイドの活用

- 移行期医療支援センターが中心となり、医師やその他医療職者向けの研修会を開催。

妊娠・出産への対応や知的・発達障害を伴う患者への対応等

- 難病医療提供体制を活用・連携し、協力病院・拠点病院等成人期医療機関の受診を通じ、関係科と調整。

目指すべき方向性と千葉県の取組方法(案)

患者自律(自立)支援

患者の自律(自立)を促進する患者、家族に対する支援体制

- 移行期医療支援センターにおける協議会の開催。
- 健康福祉センター(保健所)における自立支援事業の充実。
- 慢性疾病児童等地域支援協議会の開催。

学業・就労と治療の両立等に関する相談支援を継続

- 教育機関と連携した学業継続の支援。
- **難病相談支援センターと連携し、就労相談を実施。**
- 健康福祉センター(保健所)における自立支援事業の充実。

患者、家族の理解を深めるための取組

- 小児期医療機関における説明・指導。
- 小児期医療機関における説明・指導を円滑に実施できるよう、移行期医療支援センターで研修や支援を実施。
- 健康福祉センター(保健所)における自立支援事業の充実。

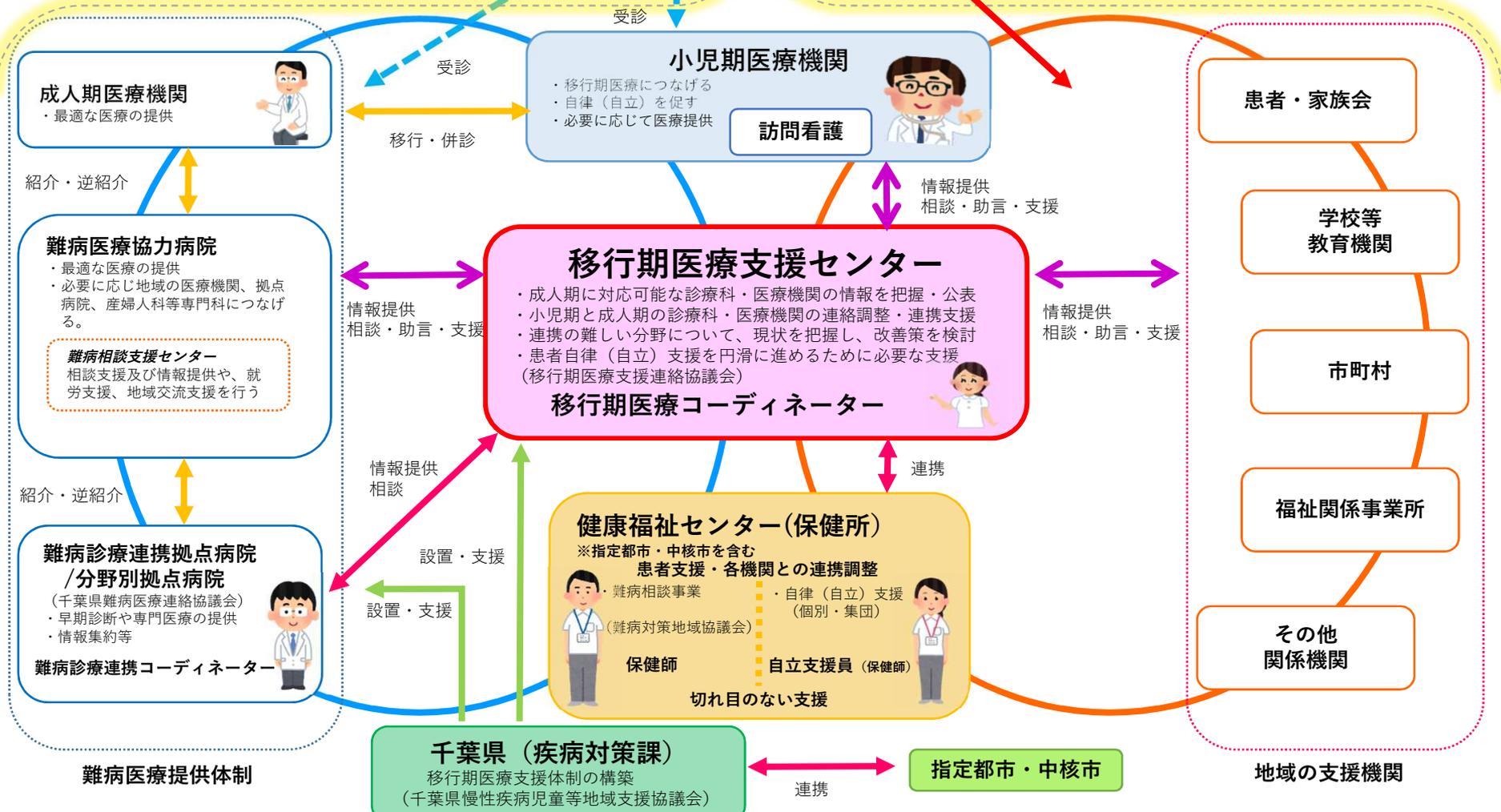
千葉県 移行期医療支援体制(案)



医療体制整備

自律(自立)支援

移行期支援



移行期医療支援センターに求められる機能

具体的な取組内容

- 小児診療科と成人診療科との連携促進に努めるとともに、移行期医療の提供に特に必要な成人期の診療科・医療機関に関する情報を把握し、患者やその家族等が移行期医療に必要な情報を都道府県のホームページ等で公表すること。
- 移行期医療支援について、医師、患者等からの相談に応じること。
- 移行期医療に際し、在宅介護や緊急時の受け入れ医療機関の確保等の支援を行うこと。
- 患者の自律（自立）を促進するため、患者自身が病気への理解を深める取組を行うとともに、各診療科の取組の支援を行うこと。

移行期医療支援体制の整備に向けて

- 移行期医療支援連絡協議会を開催し、関係者の意見を集約
- 小児科を標榜する県内医療機関に向けた実態調査を実施
 - 移行期医療に関する課題の整理
 - 移行期支援対象者数の把握
 - 移行期医療支援センターの選定、センターの活動内容の参考とする。
- 第2回協議会（2/1）を開催し、移行期医療支援センターを選定